

ID: 47

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町公民館条例 第10条本文		
例規番号	平成17年条例第87号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第10条 公民館を利用する場合は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会は、社会教育及び公共の用に供する場合のほか、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日